



ねんきん最前線 市区町村 VOICE 滋賀県栗東市 福祉部保険年金課

平成30年度 市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰受賞 ワンストップの年金相談と独自のチェックシートで 住民サービスの向上を



4月21日、平成30年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰が行われ、滋賀県栗東市のほか3市区町村（秋田県南秋田郡大潟村・富山県南砺市・兵庫県神戸市）が受賞。国民年金事業に対する功績が特に顕著で、他の市区町村の模範となると認められた。東京で開催された表彰式に、栗東市からは野村昌弘市長が出席。表彰状が授与され、受賞の市区町村を代表して謝辞を述べた。今回は厚労大臣賞を受賞した滋賀県栗東市を訪ね、国民年金事業の取り組みについて、同市福祉部保険年金課の山本康子課長と同課年金係の竹山和代係長にインタビューした。

栗東市のデータ

- 人口：68,817人（うち、20～59歳は37,191人、65歳以上は12,798人） *平成30年3月末現在
- 第1号被保険者：6,756人
任意加入被保険者：55人 *平成30年3月末現在
- 免除者数：2,863人（うち、法定免除は435人、申請免除は2,428人〈・全額免除 942人、一部免除 231人、納付猶予 315人、学生納付特例 940人〉） *平成30年3月末現在
- 国民年金受給者：老齢基礎年金 11,727人
障害基礎年金 154人
遺族基礎年金 104人 *平成28年3月末現在
- 国民年金担当者数：本庁 4人（年金係長1人、正規担当職員1人、臨時職員2人） *平成30年4月1日現在

資料① 栗東市の特色

滋賀県の南部に位置し、市の北部は平坦地、南部は緑豊かな山地となっている。国道1号・8号の通過、名神高速道路栗東インターチェンジの設置など、交通の要衝として、製造業・商業・流通業など数多くの企業が立地している。

また、平成3年、JR琵琶湖線栗東駅が開設されたことにより、京阪神への通勤圏となり、大規模な住宅整備が進み、人口増加が続いている。

平成13年10月1日、滋賀県内8番目の市として「栗東市」が誕生。「ひと・まち・環境ともに育む『健やか・にぎわい都市』栗東」の実現に向け、まちづくりを進めている。

*栗東市のホームページより引用・編集。 <http://www.city.ritto.lg.jp/shisei/gaiyou/4398.html>

総合窓口でのワンストップサービスで転入時に確実な年金相談につなげる

——厚生労働大臣賞を受賞された栗東市では、国民年金事業において、①総合窓口でのワンストップ年金相談体制②独自のチェックシートを用い、届出に誤りを発生させない仕組み③可搬型窓口装置の導入について、近隣市にも推奨し、年金事務所へ

の照会件数の減少に貢献——の3つの取り組みが評価されたと伺っています。そこで、まず、「総合窓口でのワンストップ年金相談体制」ということでは、どのように取り組まれているのでしょうか。

山本課長 栗東市では平成16年に、住民異動に伴う手続について、窓口を一元化した総合窓口を設け、住民が庁内を移動することなく各種届出・手続ができるように、窓口業務のワンストップサービスを始めました。転出入のため、来庁されるお客様に対して、総合窓口において、たとえば国民年金に関係することであれば、保険年金課の年金係につないでもらうのですが、年金に限らず、障害福祉、生活保護、子育て支援など、それぞれ担当する課は違っても、ワンストップサービスということで、お客様に担当課ごとの窓口に移動してもらうのではなく、それぞれの担当課の職員が総合窓口に出向いて対応するようにしました。

国民年金保険料の納付率が、ここ2、3年伸びが近隣市の中でも大きいということ（資料②参照）も表彰では評価され、これまで続けてきたワンストップサービスが、転出入が多く、人口も増加している栗東市にあって、効果的に納付率の向上につながり、それが数字の伸びになって表れた結果だと感じています。

資料② 国民年金保険料の納付率の推移（現年度分）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
栗東市	63.2%	65.5%	68.2%	70.0%	72.8%
滋賀県	65.7%	67.1%	69.5%	69.7%	71.4%
全国	59.0%	60.9%	63.1%	63.4%	65.0%

* 厚生労働省ホームページより。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/toukei/index.htm>

——具体的には、どのように総合窓口でのワンストップによる年金相談を実践されているのでしょうか。

竹山係長 来庁されたお客様が、たとえば第1号被保険者である方の転入であれば、免除申請の手続をしているのかどうか、保険料の未納期間がないかなどをすべて確認したうえで、総合窓口で年金係の職員が移動して、必要な手続やお客様に関係する案内について説明します。そうした場合、このたびお客様が窓口にした用件とは直接関係なくても、行政の立場から総合的に判断をさせていただき、必要な手続きがあれば、総合窓口から担当する課につないで、ご案内するようにしています。国民年金事業で言えば、転入届の際にはもれなく国民年金への加入や、該当する方であれば、免除制度についてご案内しています。このときに活用しているのが、お客様が記載しやすいように工夫して同市において作成した「国民年金被保険者 各種届」（書類①）と保険料免除のチラシ（書類②）です。

■書類① 国民年金被保険者 各種届

国民年金被保険者 各種届

基礎年金番号 個人番号	性別 1・男 2・女	生年月日 年 月 日	東京市長 様 日本年金機構理事長 様 届出人氏名 記載事項のとり届け出(申し出)ます。(被保険者本人自署の場合は押印不要) 電話
氏名(フリガナ) 住所(フリガナ) 旧氏名(フリガナ) 旧住所(フリガナ)			備考 個人番号収録(有・無)

該当	届出内容	該当・申出年月日	理由等	納付書種別
1	資格取得届	年 月 日	0. 20歳到達(学生) 1. 取得届出もれ 2. 20歳到達	1・前納希望 平成 年 月 分
2	種別変更届	年 月 日	3. 2号からの移行 4. 任意加入の申出	
3	資格取得申出	年 月 日	5. その他(3→1号) 11. 外国からの転入	2・納付書再発行 平成 年 月 分
4	資格喪失届	年 月 日	1. 2号該当 2. 任意加入該当 3. その他(3号)	
5	資格喪失申出	年 月 日	4. 任意喪失申出 5. 期間満了 11. 外国への転出	3・その他
6	付加保険料(納付・辞退)	年 月 日	1. 納付申出 2. 辞退申出 3. 農業者年金の資格(取得・喪失)	
7	付加保険料(該当・非該当)	年 月 日		
8	保険料免除該当届	年 月 日	1. 法89-1 2. 法89-2 3. 法89-3(納付申出:1・する2・しない)	
9	保険料免除消滅届	年 月 日		
10	年金手帳再交付	年 月 日	1. 紛失 2. 破損(汚れ) 年金手帳添付必要 9. その他	

同時受付書類	1・法免	2・申免	3・学特	4・手書統合・重複取消	5・口座振替	6・クレジット納付申出	7・その他
取得・種別変更	事実確認書類等			受付印			
喪失	1. 雇職喪失通知書 2. 退職証明書 3. 健康・厚養失証明書 4. 雇用保険受給資格者証 5. 退職給付 6. 事業所 7. 年事・WM 8. 扶養者資格喪失証明書 9. 配偶者(退職・65歳・死亡) 10. その他			番号確認 通知カード・個人番号カード・() 本人確認 免許証・マイナンバーカード・身障手帳 パスポート・在留カード・() 免除確認 免除不要・後日申請・検討 保険確認 国保・任意継続・扶養・就職先			
その他	1. 年事・WM 2. その他						

■書類② 保険料免除のチラシ【表面】

国民年金 保険料免除申請についてのご案内 H30. 4-6

* **学生の方は**、学生納付特例制度の対象となりますので、お申し出ください。

○ 過去期間は、申請書が受理された月から2年1ヶ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで、将来期間は、平成30年6月分まで申請することができます。

平成27年度分 免除申請が受理された月から2年1ヶ月前～平成28年6月 → 26年中所得
平成28年度分 平成28年7月～平成29年6月 → 27年中所得
平成29年度分 平成29年7月～平成30年6月 → 28年中所得

* 平成30年度分(平成30年7月～平成31年6月)は、30年7月以降に手続きしてください。

* 年度ごとに申請書の提出は必要になります。

* 2年1ヶ月前まで遡及することができますが、申請が遅れると万が一の際に障がい年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、毎年7月～8月までの間にすみやかに申請してください。

○ 申請する年度に対応する所得等により「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」「納付猶予」または「却下」になります。 平成29年度(H29.4～H30.3) 保険料 16,490円

○ 免除の基準と支払う保険料 平成30年度(H30.4～H31.3) 保険料 16,340円

	所得確認の対象者	所得基準(例)	承認された場合の	支払額	
		扶養家族なしの場合	保険料	29年度	30年度
全額免除	本人・配偶者・世帯主	57万円	支払いはありません	***	
4分の3免除	本人・配偶者・世帯主	78万円	4分の1の金額	4,120	4,090
半額免除	本人・配偶者・世帯主	118万円	半額	8,250	8,170
4分の1免除	本人・配偶者・世帯主	158万円	4分の3の金額	12,370	12,260
※納付猶予	本人・配偶者	57万円	支払いはありません	***	

※納付猶予は被保険者本人が50歳未満の場合にのみ適用されます。(平成28年6月分までは30歳未満) 全ての免除の審査結果は扶養親族の数・年齢要件によって変化します。

全額免除・納付猶予以外の審査結果は、社会保険料控除や医療費控除などの控除額によって変化します。

● 免除申請が承認された場合は、後日、承認通知書が日本年金機構から郵送されます。保険料が減額になった場合については減額された納付書も別便で届きますので納付してください。なお、承認通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により納付の案内をする場合がありますので、ご了承ください。

● 免除申請が却下された場合は、後日、却下通知書が日本年金機構から郵送されます。お手元の納付書で保険料を納付してください。納付書を紛失した場合は、年金事務所まで再発行しますのでご連絡ください。

失業した人

失業による「特例免除」があります。免除申請の手続きをする際に、「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」または「雇用保険受給資格者証」の写し等をご提出いただくことで、失業した人の所得審査を除外することができます。前年に所得がある人でも、この制度を利用することで免除が承認されることがあります。ただし、失業の前月から失業の翌々年の6月までの期間が特例の対象となります。

→ 失業・・・離職日の翌日のこと

失業の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
平成26年1月～12月	平成28年6月分まで
平成27年1月～12月	平成29年6月分まで
平成28年1月～12月	平成30年6月分まで
平成29年1月～12月	平成31年6月分まで
平成30年1月～12月	平成32年6月分まで

■書類② 保険料免除のチラシ【裏面】

保険料免除の手続き方法

次の書類を持って、栗東市役所年金係もしくは草津年金事務所手続きをしてください。

- ① 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳、納付書 等） ② 認印
- ③ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード 等）
- ④ 失業した人は、「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」または「雇用保険受給資格者証」の写し

→ 紛失された場合は、ハローワークで再発行の手続きをしてください。
再発行の手続きについては、ハローワークへお尋ねください。
(ハローワーク草津 TEL: 077-562-3720)

公務員を辞職した人は、「退職辞令」

※ 以前の職場で雇用保険をかけておられなかった場合は、ご相談ください。

なお、違う世帯の方が代理で手続きをされる場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

注意) 口座振替・クレジット納付をしている人は、免除・納付猶予の申請をされた場合は、口座振替・クレジット納付の辞退届を提出してください。辞退届のない場合、免除・納付猶予の承認期間が終了すると自動的に口座振替等が再開される場合があります。

国民年金保険料の追納について

- 免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べて**将来受け取る年金額が少なくなりますが、追納（後払い）**することで将来の年金額を増やすことができます。
- 追納は、**10年以内の期間**について、申出により古い期間から順に保険料を納付することができます。（ただし、**老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。**）
- 追納しようとする月分の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が付きまします。

	老齢基礎年金を受けるための資格期間には、	将来、受け取る老齢基礎年金は、	
		H21年3月以前の免除期間	H21年4月以降の免除期間
全額免除	入ります	3分の1が反映されます	2分の1が反映されます
4分の3免除	4分の1を納付すると入ります※	2分の1が反映されます	8分の5が反映されます
半額免除	半額を納付すると入ります※	3分の2が反映されます	4分の3が反映されます
4分の1免除	4分の3を納付すると入ります※	6分の5が反映されます	8分の7が反映されます
納付猶予	入ります	反映されません	

※ 部分免除の承認を受けた期間は、残りの部分を納付しない場合、未納期間となります。

お問合せ先 栗東市役所 年金係 電話 077-551-0112 ファクス 077-553-0250
草津年金事務所 電話 077-567-2220（自動音声「2」→「2」を押して下さい）

——**転入届などで来庁する住民を総合窓口でのワンストップサービスにより、年金相談にご案内することで、本人が自覚していなくても、必要な届出や手続ができるわけですね。では、直接、保険年金課の窓口に来た住民に対しては、どのような対応を心がけていますか。**

山本課長 栗東市の保険年金課は、国民健康保険係、高齢者医療係、当市が実施する医療費の一部助成を行う福祉医療係、国民年金事業を担当する年金係の4つの係からなりますが、同課内においても各係間の連携によるワンストップサービスを実践して、住民本位の利便性の高い情報や届出等の案内を担当職員から提供しています。特に国民健康保険と国民年金とは関連する届出や手続が多いので、国保の加入だけをメインで来られるお客様が結構多いのですが、そこはもれなく、必ず国民年金にもいっしょにご加入いただくよう案内しています。

独自のチェックシートは業務を円滑に進め、住民のもれなく確実な届出をサポート

——**2つめの受賞理由に「独自のチェックシートを用い、届出に誤りを発生させない取組み」とありますが、独自のチェックシートは、どのように活用され、効果を挙げているのでしょうか。**

竹山係長 たとえば、障害年金についての手続や相談であれば、「障害年金等 相談受付票」というチェックシートを活用しています（書類③）。これには、来庁したお客様に、氏名・生年月日・住所・連絡先・家族構成・障害者手帳の有無・傷病名・初診

医療機関等を記載してもらい、そのうえで、窓口に来たお客様から聞き取った内容を、このシートに年金係の職員が記載します。また、この相談受付票の裏面は、「障害基礎年金請求 必要書類等一覧表」(書類④)になっているので、職員が障害基礎年金の請求で必要となる書類にチェックを入れ、それをコピーして、相談に来たお客様にお渡ししています。お客様には、チェックの付いた書類をご用意いただき、次回、提出書類をお持ちいただいたときに、年金係にある控えと照らし合わせ、提出書類に不備がないかを確認します。そうすることで、届出の際に添付する書類のものがなくなり、必要な書類が添付されていないなどの理由で、年金事務所から請求書類が返戻されるケースがほとんどなくなりました。

——障害年金の相談や手続は、1回の来庁ではなかなか手続等が済まないケースも多いと聞きますが、こちらではいかがですか。

竹山係長 こうしたチェックシートを活用することで、次回、お客様が年金係の窓口に来たときにもスムーズに、前回からの手続事務や相談を引き継いだ対応ができます。また、年金係では、相談受付票に記載された受付番号により相談内容を端末で管理しています。チェックシートと管理システムの両方を使って相談対応できるので、お客様には安心して手続をしていただいておりますし、必要な届出等も確実にご提出いただいております。

そのほか、未支給年金でも独自のチェックシートを活用しています。未支給年金の請求では、請求者との身分関係を確認できる書類が必要となりますが、窓口に来られるお客様にとりましては、「謄本」と「抄本」の違いがわからない方も多いのです。そこで、お客様には、提出書類がどのような理由で必要なかということをワンポイントアドバイスとして記載したチェックシートのコピーをお渡しして、納得していただいたうえで、大切な証明書類等を提出いただいております。

■書類③ 障害年金等 相談受付表

障害年金等 相談受付票				※ 受付番号	
				受付日	
				基 番	
				対応者	
氏 名	生年月日		□昭和 年 月 日 □平成		
住 所	栗東市		連絡先		
来庁者氏名	あなたとの関係		本人・配偶者・父母・その他()		
家族構成	配偶者: □あり □なし		子供(18歳以下): □あり □なし (子の障害: □あり □なし)		
障害者手帳	□あり □なし	手帳名	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳		等 級
傷病名					
初診医療機関 ※上記欄ではじめて来診した医療機関名および日	初診日		年 月 日		
受診履歴	医療機関名	期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
	医療機関名	期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
	医療機関名	期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
※ 初診日時 加入年金	国民年金・厚生年金・20歳前		※ 受給要件	可 ・ 不可	
※ 相談記録等					

※記載不要

注:「※」以外を本人が記載。「※」は年金係の担当者が聞き取りに基づいて記載する。

■書類④ 障害基礎年金請求 必要書類等一覧表

障害基礎年金請求 必要書類等一覧表		平成 年 月 日
下記の表のうち、左の欄に○がついている項目について、書類等をご準備ください。		
医療機関等 で用いた たぐいの もの	○ 診断書 (1枚目) (眼・聴・肢・精・内(循)・内(腎)・他) *提出先の医療機関等	現 症 日 S・H 年 月 日から、 S・H 年 月 日の間のもの 請求日以前3ヶ月以内のもの *診断書は、医師が証明した日から、3ヶ月以内に提出してください。
	○ 診断書 (2枚目) (眼・聴・肢・精・内(循)・内(腎)・他) *提出先の医療機関等	現 症 日 S・H 年 月 日から、 S・H 年 月 日の間のもの 請求日以前3ヶ月以内のもの *診断書は、医師が証明した日から、3ヶ月以内に提出してください。
	○ 受診状況等証明書 *提出先の医療機関等	初診の医療機関と、現在の医療機関が異なる場合に必要です。添付できない場合は、理由書をつけます。
	○ 受診状況等証明書を添付できない理由書 レントゲンフィルム *20歳未満で障害のある子がいる場合 子の診断書() 子のレントゲンフィルム	レントゲンフィルムは、呼吸器系結核・肺炎のう症・けい肺(これに類似するじん肺症を含む)の傷病の場合に必要です。
	○ 年金手帳 通帳の原本(請求者名義) 認印 病歴状況申立書 (枚) マイナンバーカードor通知書 本人確認書類(免許書・パスポート・障害手帳等) 委任状 初診日に関する第三者の申立書 障害給付請求事由確認書 年金裁定請求の遅延に関する申立書 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	不明・紛失の場合、理由書でこれに代えることができます。 金融機関から口座番号等の証明を取られた場合は不要。 シャチハタは不可です。 傷病が複数ある場合は、それぞれについて必要です。 不明な方はマイナンバー記載の住民票(有料) 代理人の場合は代理人の本人確認書類 同一世帯の方は不要です。 医療機関で初診日の証明がとれない場合、必要なケースもあります。 認定日と請求日が離れている場合は提出してください。 5年以上遡及して認定日請求をされる場合は提出してください。
市区町村 の役場 で その他	○ 住民票コード 住民票(抄本・謄本) 戸籍(抄本・謄本) 課税証明書(非課税証明書) H. 年度～H. 年度 *18歳未満の子がいる場合 子の在学証明書または(非)課税証明書	初診日が20歳以前の場合に必要です。 20歳の誕生日の前日以降の証明書が必要。 *ただし、義務教育中の子については、証明不要です。 必要なお子さん (様) (様) (様)
	○ 第三者行為事故状況届 確認書 交通事故証明書	傷病の原因が第三者行為(例えば交通事故など)の場合は必要です。第三者行為やその後の示談の内容によっては交通事故証明書など必要に応じて書類の提出をお願いしています。

【問い合わせ先】

★栗東市役所 年金係
〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33
電話:077-551-0112
ファクス:077-553-0250

★草津年金事務所 お客様相談室
〒525-0025 滋賀県草津市西渋川一丁目16-35
電話:077-567-1311 ※ 予約申込電話番号
077-567-1383

★街角の年金相談センター草津 近鉄百貨店草津店5F
〒525-0026 滋賀県草津市渋川1-1-50
電話:077-564-4311 ※ 予約申込電話番号
077-564-4311

ウインドウ・マシンの導入で記録確認は迅速化、その一方で、年金事務所との間に意思疎通の溝も

——可搬型窓口装置、いわゆるウインドウ・マシンを日本年金機構から貸与して、窓口の年金相談に活用しているということですが。

竹山係長 昨年7月、栗東市を所管する草津年金事務所から、滋賀県の市町村ではまだどこもウインドウ・マシンを貸与されていないということで、当市での利用を勧められました。使ってみると非常に便利なシステムで、それまで、年金の記録はすべて電話で年金事務所に確認をしていたので、非常に手間も時間もかかり、しかも年金事務所に電話が繋がらなかったりすると、お客様を待たせることにもなり、大変ご迷惑をおかけすることにもなっていたのですが、ウインドウ・マシンの利用するようになって、年金事務所への記録照会の電話もだいぶ減りました。そうしたことから、滋賀県内の市で組織する国民年金部会におきまして、近隣市にもウインドウ・マシンのメリットをお伝えし、導入を推奨しました。

しかし、ウインドウ・マシンを導入したことで、確かに仕事もやりやすくなり、効率化も図られたのですが、その一方で、記録照会などで年金事務所には電話を掛けにくい雰囲気になってしまいました。事務所にしてみれば、「ウインドウ・マシーン

を貸与しているのだから、加入記録の確認はできるはずだ」という思いがあるのですが、電話を通じた情報連携が閉ざされ、意思疎通に溝ができてしまったかのような印象を持ちます。

年金事務所には迅速な情報伝達と定期的な意見交換会の開催を

——国民年金事業を円滑に推進していくため、日本年金機構・年金事務所との連携についてはどうお考えでしょうか。

竹山係長 日本年金機構・年金事務所から情報が下りてくるのが遅いということはいつも感じています。今年3月5日からの年金の手続きでのマイナンバーの利用についても、非常に情報が遅く、早くから変わることはわかっている、それに向けてのシステム改修などの情報は早めには伝わってきていたのですが、実際の事務のやり方は、質疑応答のQ&Aだけで、しかもQ&Aの内容も頻繁に変わったりしていました。そのうえ、直前になって、大量の事務連絡が送付されてきたものですから、こちらとしても限られた時間ですべてに目を通すのも一苦勞しました。そうしたとき、京都市と神戸市が、厚生労働省からも担当者と呼んで、年金事務説明会を開催してくれたので、いろいろと説明を聞くことができました。国や年金機構でもマイナンバーの事務対応については、早めに統一した内容での周知をしていただきたかったです。

また、障害年金の対応では、年金事務所に手話ができる職員がいないということで、市のほうに行くように言われた住民が年金事務所から回されてくることがあります。常時、手話通訳者を待機させておくことは難しいかもしれませんが、年金事務所でも予約制による年金相談ができるようになっているので、予約に合わせて、対応できるよう体制を整え、住民サービス向上の観点からも取り組んでいただきたいと思います。

山本課長 先ほど係長からも申しあげたところではありますが、ウインドウ・マシンをお借りしているとは言え、顔の見えたところでの連携はどうしても必要です。意見交換会のような形で、お互いの業務内容が分かり合えるような機会があれば、スムーズな意思疎通も図られるのではないかと思います。

まちづくり出前トークで住民が集まる場に出向いて年金を広報

——住民の皆さんに公的年金制度への理解を深めてもらうため、取り組んでいることがありましたら、ご紹介ください。

山本課長 市では、「まちづくり出前トーク」という取り組みを実施しています。市が行っている事業を、市内に在住、在学、在勤する10人程度の団体やグループのご要望に応じて、市の担当職員が出向いて説明するというものです。そのなかに国民年金の概要というテーマもあり、「国民年金制度のしくみ」「各種届出の手続きと必要性」「免除申請」などについて説明する機会を持ちました。

竹山係長 障害をお持ちのお子さんの保護者の方々がお集まりの場に行き、障害年金のしくみについてご説明し、意見交換をしたこともあります。また、去年は年金給付についての出前トークで年金事務所の職員に講師になっていただき、出前トークにご協力いただきました。

▶ http://www.city.ritto.lg.jp/shisei/machi_kyodo/4059.html

——興味や関心を持つ住民の方々が、庁舎に来るのを待って説明するだけでなく、むしろ、市の職員が積極的にまちに出て行って、情報提供していくことも大切ですね。きょうはどうもありがとうございました。



栗東市福祉部保険年金課の皆さん。右から山本康子保険年金課長、齊藤智生課長補佐、竹山和代係長、丸山義子さん、片山洋子さん。



保険年金課の四谷枝未華さん。